

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## (第33回) 議事録

1. 日時 令和3年6月2日(水) 14:00~15:44
2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)
3. 議事
  - (1) 令和2年度食品安全委員会運営状況報告書について
  - (2) 令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
  - (3) 令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練について
  - (4) その他
4. 出席者
  - (専門委員)  
合田座長、阿知和専門委員、有路専門委員、石田専門委員、稲見専門委員、  
畝山専門委員、浦郷専門委員、大西専門委員、鬼武専門委員、神村専門委員、  
亀井専門委員、後藤専門委員、小西専門委員、佐藤専門委員、高岡専門委員、  
戸部専門委員、山田専門委員、米田専門委員
  - (専門参考人)  
唐木専門参考人、原田専門参考人、横田専門参考人、渡邊専門参考人
  - (食品安全委員会)  
佐藤委員長、山本委員、吉田(緑)委員、香西委員、堀口委員、吉田(充)委員
  - (事務局)  
小川事務局長、鋤柄事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、石岡評価第二課長、  
都築情報・勧告広報課長、蛭田評価情報分析官、入江評価調整官
5. 配布資料
  - 資料1-1 令和2年度食品安全委員会運営状況報告書のポイント(案)
  - 資料1-2 令和2年度食品安全委員会運営状況報告書(案)
  - 資料2-1 令和3年度の「自ら評価」案件の選定について(案)
  - 資料2-2 「自ら評価」に関して御提出いただいた御意見及び御質問

資料 3-1 令和 3 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画

資料 3-2 令和 3 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子（案）

## 6. 議事内容

○合田座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第33回「企画等専門調査会」を開催いたします。

それでは、事務局から現在の出席状況の報告をお願いします。

○新総務課長 本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、食品安全委員会決定の「テレビ会議またはWeb会議システムを利用した食品安全委員会への出席について」の2の規定に基づきまして、18名の専門委員、4名の専門参考人がウェブ会議システムを利用しての出席予定となっております。現時点で17名の専門委員、4名の専門参考人の方々に御出席いただいております。神村専門委員におかれましては、御都合により、15時目途で御退席の予定と伺っております。また、後藤専門委員につきましては、若干遅れての出席御予定と伺っております。食品安全委員会からも6名の委員が出席させていただいております。

なお、本日は、6名の専門委員が欠席となっております。

企画等専門調査会は、原則として公開となっておりますけれども、このようなコロナの関係の事情から、本日は傍聴者を入れずに開催することとしております。

なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおきまして動画配信を行っておりますので、御承知おきください。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

続いて、事務局から資料の確認をお願いします。

○新総務課長 資料につきましては、事前にお手元にお送りさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

今回の資料は、資料 1-1 が「令和 2 年度食品安全委員会運営状況報告書のポイント（案）」。

資料 1-2 が「令和 2 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」。

資料 2-1 が「令和 3 年度の『自ら評価』案件の選定について（案）」。

資料 2-2 が「『自ら評価』に関して御提出いただいた御意見及び御質問」。

資料 3-1 が「令和 3 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画」。

資料 3-2 が「令和 3 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子（案）」でございます。

お手元に御準備のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○合田座長 皆さんよろしいですか。資料は手元にありますか。

それでは、続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和元年11月14日の企画等専門調査会資料の確認書を確認いたしましたところ、同委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○合田座長 御提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。御異議はございませんか。

○合田座長 よろしいですか。

それでは、特に問題はないということだと思いますので、本会合の開催に当たって、専門委員の皆様におかれては、意見または質問を事前に御提出いただいております。事務局より、本会合の議事の進め方について、説明をお願いいたします。

○新総務課長 本会合は、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みまして、ウェブ会議方式により開催しております。このことから、審議の円滑化の観点から、審議に当たりましては、リスク評価を行っている他の専門調査会と同様に、事前に意見等または御質問を提出していただき、提出された御意見等を基に議論を行っていただくこととしております。

進行につきましては、議事の進捗に合わせまして、意見の提出者を座長から指名し、提出された御意見を紹介していただくことといたします。紹介された意見等に対してさらにコメント等があります専門委員または専門参考人の方は、挙手カードを掲げて、指名された後に御発言をお願いいたします。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事（１）の「令和２年度食品安全委員会運営状況報告書について」でございます。

資料に沿いまして、専門委員の皆さんから御提出いただいた意見に基づいて議論していきたいと思っております。

まず、御意見等を提出いただいた委員の方に、意見について説明をいただき、その後、まとめて事務局から回答していただきたと考えております。順番に意見の提出者を指名いたしますので、意見等について御説明いただきますようお願い申し上げます。

資料1-1でございます。4ページ目の囲み枠でありますけれども、神村専門委員から御意見をいただいております。神村専門委員、御説明をお願いいたします。

○神村専門委員 神村でございます。

いろいろなツールを使ってコミュニケーションに取り組んでおられることは、これまでどおり、頑張っておられることに感謝いたします。

情報発信は、いろいろな細かいことに興味を持って、得たいと思って情報を取りに来てくださる方のニーズを満たす場合と、ふだんは食品安全などに関心が薄い国民各層に食品安全のことについて関心を持っていただくために発信する場合がありますと思いますが、幅広くいろいろな層に、ふだんあまり関心のない層に提供するようなリスクコミュニケーションについて、さらにお願ひしたいと考えております。

例えば年2回開催されます全国食品安全連絡協議会がございますけれども、各地域での広がりがどのようになっているのか、検証していただければと思ひました。

以上です。

○合田座長 神村先生、ありがとうございます。

さらに、資料1-2の10ページ、横長のA3の資料でございますけれども、小西専門委員からの御意見が記載されております。小西専門委員、お願いいたします。

○小西専門委員 小西でございます。

10ページの枠囲いの中に書いてある意見のとおりでございますけれども、あくまで食品安全委員会の中立性・公正性を損なわないことを前提条件として、他の学協会、研究会などとの相互リンクを進めてはいかがかという提案です。

例えば資料1-2の14ページに昨年度の連携学術団体の一つであります日本食品化学学会が記載されています。学会のホームページを見ますと、厚生労働省、農林水産省、環境省、文部科学省、国民生活センターなどのホームページへのリンクが貼ってあります。そういった団体や機関のホームページなどに食品安全委員会のバナーリンクを掲載してはいかがかという提案でございます。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

引き続きまして、12ページ、13ページにも小西専門委員からの御意見がございますので、それについてもまず説明していただけますでしょうか。

○小西専門委員 小西でございます。

これも枠囲いに記載のとおりでございます。配付いただいています、あるいはホームページに掲載していただいています「食品の安全性に関する用語集（第6版）」に関しては、私の周囲、関係者においては非常に好評でございます。しかしながら、なかには存在を知らなかったという方もいます。私なりに普及に努めているところでございますけれども、何らかの形でさらに多くの方に周知、普及を進めて、知識の底上げを図っていただければと思います。

具体的な方法があるわけではございません。あくまで提案でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○合田座長 もう一つ、13ページもお願いいたします。

○小西専門委員 それでは、続けて13ページに行きます。

13ページの枠囲いも、記載のとおりでございます。食品安全委員会は、会議の状況やセミナーなどをYouTubeなどで広く、多くの方たちに見ていただく取り組みを進めていると思います。

それは良い取り組みだと思うのですが、最近、私が増えてきていると感じているのはオンラインセミナーやウェビナーの開催です。これらのオンラインの会議では、チャットを使つての意見交換や質疑の機会や時間を取り、参加型を志向したセミナーの機会を大変貴重だと感じる方も多くなってきていると思いますし、参画意識も高まっていると思います。従来 of YouTube を活用した情報発信型に加えて、オンラインセミナー、ウェビナーなどの開催も検討してはいかがかというのが意見の骨子でございます。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました質問について、事務局から回答をお願いします。

まず、神村委員の内容からお願いいたします。

○都築情報・勧告広報課長 事務局でございます。

リスクコミュニケーションに関することでしたので、情報・勧告広報課長から御説明させていただきます。

神村先生からいただいた幅広い各層へのリスクコミュニケーションにつきまして、今年の秋にもまた全国食品安全連絡会議を開催する予定でございます。各地域への広がり、取組状況をヒアリングさせていただきたいと思っております。

また、食品安全委員会で提供している「キッズボックス」とか家庭科の副読本などの素材を活用いただいている自治体も多いので、引き続き地域での広がりが図られるよう促してまいりたいと考えております。

○合田座長 ありがとうございます。

神村先生、今のでよろしいですか。

○神村専門委員 ありがとうございます。

「キッズボックス」は大変面白くて、ためになると思いますけれども、配置されているところが、図書館に置いてあったりとかで、なかなかうまく活用されていないと思いますので、活用方法についてももう少しアドバイスをお願いしたいと思いました。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。

○都築情報・勧告広報課長 はい。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、小西専門委員からの御意見につきまして、事務局、よろしく申し上げます。

○都築情報・勧告広報課長 小西専門委員から3つ御意見をいただきました。

まず、食品安全委員会のホームページのリンクでございますが、我々が令和2年度に行った消費者意識調査で、消費者の多くがマスコミを通じて食品安全に関する情報を得ることが明らかになりました。今後、マスコミへの情報提供を丁寧に行うとともに、例えばウェブニュース掲載時に食品安全委員会の関連ページへのリンク掲載をお願いするなど、工夫をしていきたいと考えております。

それから、用語集について御指摘いただきました。用語集については、ウェブ版で最新の情報を提供しております。今後もアップデートを続けるとともに、広く利用していただくため、用語集の冊子について、展示会や講演会、講習会、リスクコミュニケーションの機会などにおいて広く配布を進めてまいりたいと思います。

それから、オンラインセミナーについて、今年度、ウェブ会議システムを活用したオンラインセミナーを積極的に開催してまいりたいと考えております。直近では、昨日ですけれども、6月1日に全国450名の食品安全モニターを対象としたオンラインセミナーを開催いたしました。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

小西先生、今ので何かございますか。よろしいですか。

○小西専門委員 承知いたしました。事務局からいただいた回答と対応で了解しております。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

小冊子は非常によくできていると思います。あの冊子のディストリビューションをすることで、社会全体で食品安全はどういうものかというのがかなりよく分かるのではないかと考えておりますので、今日御参加の委員の先生方も、ディストリビューションをできる機会がありましたら、多分、食品安全委員会に要求するといいただけるのではないかと思いますので、そのような形ででも配っていくとすごくいろいろな正確な知識が広まるのではないかと思いますので、そういう方向性が出ればすごくいいと考えておりますので、私からもよろしく申し上げます。

先ほど名前がありましたけれども、私も今、食品化学学会の役員をしておりまして、食品化学学会でも、学会で配ると、学生さんがたくさん来られるのですが、ああいうものを読むと非常に勉強になるのではないかと考えております。今、手元にかなり持っていますので、今度それを持って学会に行こうかなと思ったりしております。ありがとうございます。

○都築情報・勧告広報課長 先ほどウェブ版と申しましたけれども、食品安全委員会のホームページで用語集の最新のものが見られるということも補足させていただきます。

○合田座長 ホームページの最新版は、かなり頻繁にリニューアルされているということですか。

○都築情報・勧告広報課長 そうですね。最新のものは、疫学の用語を補充して、3月にアップデートいたしました。

○合田座長 ありがとうございます。

何か迷ったときは、食品安全委員会のホームページを見ればいいわけですね。ありがとうございます。

それでは、事前提出いただきましたもの以外で、本件に関しまして御意見、御質問等がございますでしょうか。

鬼武先生、どうぞ。

○鬼武専門委員 日本生協連の鬼武です。よろしくお願いします。

資料1-1で、事前にも説明を伺いまして、コメントだけ申し上げたいと思います。

2ページ目のアレルギー物質を含む食品健康影響評価についてということでもあります。経過がありますように、特にアレルゲンの事項については、食品安全委員会において企画等専門調査会でも過去にいろいろな「自ら評価」評価の案件として候補が挙がって、その結果としてワーキンググループも設置され、そこで3年ぐらいかけて膨大な報告書が今年報告されました。その報告書の中身についても、私は、非常に苦労がありながらも、貴重な報告、いろいろなレビューを、日本国内だけではなくて、世界各国の最新の科学的知見を含めて資料が作成されたと思います。

その件については、食品安全委員会の親委員会のほうでも、ワーキンググループの座長から1時間程度報告されて、その結果に基づいて委員とも意見交換をして、それから、今はパブリックコメントも終わったのでしょうけれども、5月20日付ぐらいまでの1か月間のパブリックコメントも求められているということで、繰り返しになりますが、まず、この膨大な作業に、食品安全委員会の事務局の方、ワーキンググループの方々、それから関係府省の方々ないしの御苦労に対して敬意を表したいと思っています。

今後のことで、私からお願いがあるのですが、この1アレルゲン物質、鶏卵についても、評価報告書にかなり困難性がある、今後、ほかのアレルゲン物質についてもアプローチがなかなか難しいと理解はしているのですが、やはり食品安全委員会としても最新の状況を引き続き調査・研究を含めて努めるべきだと思っています。

御存じのように、FAOとコーデックス委員会の食品衛生部会で、アレルゲンに関する食品事業者における実施規範が2020年のコーデックス総会（43回）で採択されました。その別表の中に、FAO/WHOの専門家会議で、現行の国際機関でもリストアップされているアレルゲン物質についてその見直しといたしますか、それがFAOとWHOの専門家会議にかけられて、それが昨年11月から今年の2月にかけてオンラインで開催された。その結果の概要の第1パートの部分の最終の概要のレポートも既に公表されています。

こういうことから含めると、さらに国際機関（専門家会議）もしくはコーデックス委員会の中でも、このアレルゲンのリストの改正なり、その内容についての重要性が議論として非常に高まってくると私は理解しています。そういう意味で、日本の食品安全委員会が、今回、コーデックスのアレルゲンリストにも掲載されている卵について評価をした、レポートを出したということは、非常に大きな意味はありますし、そういうことについて、海外に対して発信をしていただければと感じております。

以上、長くなりましたけれども、その件について引き続きお願いしたいということと、報告書自体は、300ページの膨大なものであって、特にパブリックコメントも既に終わっているのですが、コーデックスのほうでは、食品衛生の一般原則（HACCP）以外にも、食



品事業者のためのアレルゲンの管理のためのガイドライン（Code of Practice）が出ていますので、そのことについてもぜひ言及していただければよかったですと思っています。

少し長くなりましたが、以上です。お返しします。

○合田座長 ありがとうございます。

何かいろいろとお話が出てきましたけれども、事務局、何かございますか。

○入江評価調整官 事務局の評価調整官の入江です。

鬼武専門委員、ありがとうございました。

まだ食品安全委員会のほうには（意見・情報の募集結果を）御報告していないので、まだ評価書案の段階ではありますけれども、評価書案の「今後の課題」のところで、国際的な動向を踏まえた食物アレルギーのリスク評価手法に関する知見についても情報の収集が必要というふうに記載されております。今、鬼武専門委員から御紹介のあったFAO/WHOの専門家会議の動きも含めて、今後も事務局としても情報収集に努めてまいりたいと思います。

2月の時点までの報告書は出ているのですが、この専門家会議では3つテーマがありまして、まだ2つ目のテーマまでしか議論されていないと認識しています。最後のテーマ、アレルゲンの表示、特にmay containのような表示についての会合は、これから行われると認識しておりますので、今後、そういった最終的な専門家会議の報告書の内容も含めて、国際的な情報も収集してまいりたいと思います。また、評価書が取りまとまりましたら、速やかに英訳して、そういった場にも情報を提供できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

鬼武先生、何かございますか。よろしいですか。

○鬼武専門委員 私もいろいろとコメントしましたが、結果としては、非常によくできている報告書案だと思いますし、これからも、そういう面では日本国内だけではなくて、海外に対しても積極的に情報発信をしていただくことを切に願うことでもあります。よろしくをお願いします。

以上です。

○合田座長 ありがとうございました。

最後に、評価書の英訳の話が出ましたけれども、大変だと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、ほかに何か御質問等はございますでしょうか。

大西先生。

○大西専門委員 よろしくお願ひします。2点ほどござひます。

先ほど小西委員からお話がありましたオンラインセミナーに関してなのですが、既に食品安全モニターに対しても実施というお話がありました。

ただ、以前に少し触れさせていただいていたのですが、今期、器具・容器包装のポジティブリスト制度がスタートするにあたり、かなり広範囲に影響する案件ではありますけれども、あまり認知されておりません。ノロウイルス等々は実際に勉強会やリスクプロファイルの認知を広げる為の会が催されたり、以前一部器具・容器包装のポジティブリストの勉強会を2回程度実施されたというお話なのですが、最近、オンラインセミナーとかウェブセミナーといったものが非常に盛んになっておりますので、そのリスク評価の部分であるとか影響度、考え方といったものもぜひ組み込んでいただくことを御検討いただければと思います。

もう一点、神村委員からもお話がありました幅広い情報提供のところで、前回は教育のところでお話がありました、家庭科教員等の皆さんにお配りされている副読本を含めて普及をというお話なのですが、内容についての見直しもこれからされるとお聞きしています。

事前説明会でも少しお話しさせていただいたのですが、東京大学大学院の佐々木先生からもリスク評価についての情報発信をいろいろとされております。一部資料を入手しまして、食品安全委員会に御提供も可能というお話を聞いていますので、今日は準備できていなかったのですが、別途お送りさせていただければと思います。御協力もしていただけるというお話ですので、ぜひそういった副読本とか、様々なシーンで関係者の方の知見を広めていただける資料提供についてご検討いただければと思います。参考資料として、後日送らせていただければと思います。

以上です。

○合田座長 大西先生、ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

○都築情報・勧告広報課長 ウェブセミナーのテーマは、まだ全体が決まっているわけではないのですが、いただいた御意見も踏まえて、今年度の計画を考えてまいりたいと思います。

それから、東大の佐々木先生の件については、資料をお送りいただけるということですので、お待ちしたいと思います。ありがとうございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何か御意見はございますでしょうか。

阿知和先生、お願いします。

○阿知和専門委員 阿知和です。

資料1-2の10ページの小西専門委員の意見のところなのですが、私もホームページの内容については充実していると思います。

内容は充実しているのですが、一方で、見た目のほうでは、まだ改善の余地があるかとも思っています。トップページの見た目を一般消費者が見たいと思えるような工夫が必要という議論も以前にあったかと思うのですが、例えば厚生労働省や農林水産省などの公的機関のホームページと比べても写真やイラスト、色遣いとか文字の間隔だったり少し見にくいなと思う部分が一消費者としてあります。

写真とかは、使えるものが限られると以前におっしゃっていたり、予算の面で難しい部分があるかと思うのですが、せつかく内容が充実してきているので、見た目の部分でもより一般消費者が見たいと思えるような、見やすい工夫が引き続きなされて、改善していくことを要望したいと思います。よろしくお願いします。

○合田座長 阿知和先生、どうもありがとうございます。

事務局、何かございますか。

○都築情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の都築です。

ホームページについて御意見いただきました。

たしか一昨年もホームページの見た目の改善をやったのですが、御指摘も踏まえて、不断の改善はやっていきたいと思えます。

ただ、予算やヒューマンリソースの制約がある中でございますので、すぐに完璧にはいかないかもしれませんが、努力したいと思います。ありがとうございます。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見はございますか。

有路先生、お願いします。

○有路専門委員 資料1-2の最後のリスクコミュニケーションのところで、最終的に戦略的なリスクコミュニケーションを実施するためには、限られた人員、予算の中でうまくやっていくということと、双方向性のところには課題があったところなのですが、この双方向性のところを限られた状況の中で何とかしていこうということに関しては、今回ではなくても、具体的にどうするのかというところは示していく必要があるのかなというのが1つ目。

あわせて、同じリスクコミュニケーションで、これも以前から発言させていただいてい

るのですけれども、誤った情報発信の実際の分布状況とかこういったものの分析があまりなされていなくて、これは必要なことだと考えます。そういうものをどのように正しい情報で塗り替えていくのかというところは、正しい情報を発信し続ければそれが変わるという単純なものでもないで、今回ではなくても、次の会でもいいので、そろそろ方法についての検討を始めてほしいと思います。

以上です。

○合田座長 非常に大事な御意見をありがとうございます。

まず、双方向のコミュニケーションはどうしますか。双方向のコミュニケーションは、今のタイミングは、コロナ禍の状態がどのくらい続くかというのと、ポストコロナでそのことをそのまま引き続いてやるということなのかもしれないけれども、事務局、どうですか。

○都築情報・勧告広報課長 双方向でのやり取りは重要だと思いますので、オンラインのシステムを何とか工夫して、ただYouTubeで一方向的に流すのではなく、聞いている方々からの御意見、御指摘を受け取れるような方向を考えていきたいと思っております。

○合田座長 この間、私はシンポジウムに参加させていただいて、質問を受け付けて、そのタイミングで答えるのは、こういう双方向のものはなかなか難しいのですけれども、その後、ある一定期間内で質問を受け付けて、取りあえず答えられるものは答えますということがあると、いろいろな継続的なコミュニケーションにつながるのかなと、ちょっと双方向性が出るのかなと思ったりもしますが、これもまた言葉で答えるのと、文字にしてしまっただけで答えるのではすごく大変なので、そこら辺は具体的に考える必要がございますね。

学会形式でやらないで、ウェビナーでやると、最後の質疑応答のところが一番難しいのです。座長が会場の全員の人を見られるわけではないので、多分、向こうの質問する人も手入力でしかいかない状態になっていますね。そこら辺がシステムとしてどういうものがよいのかは、皆さんまだ試行錯誤の状況かなとは思ったりしていますけれども、有路先生、双方向のリスクコミュニケーションの部分については課題が残ったという文章はそのままでもよろしいですか。ここについて、さらにどうするというのは、さらに書き込ませようと思うとなかなか難しいかなと思いますけれども。

○有路専門委員 おっしゃるとおりで、課題があることは分かる。難しいですね。だから、次のステップとしましょうでいいと思います。

○合田座長 皆さん問題意識は共有できていると思うのです。ただ、まだ明確な、こういうタイミングのときの方向性がないかなと。ツールにもよるような気もしますけれどもね。

皆さん、何かいいツールを御存じの方はいらっしゃいますか。

これだけ専門家がいらっしゃっても、そこはまだ明確ではないのですね。分かりました。

では、この問題は、皆さんと一緒に共有するという状態で、取りあえず今日の議論のその部分は終わらせたいと思いますけれども、その次に、誤った情報発信の分布、改正の方法についての検討も、確かに非常に大きな問題だと思いたいますが、これは何かそのようなことを研究されている分野が多分ありそうな気がしますけれども、どうなのですか。どういうテクニックがあるかというのは、畝山先生、何か御存じですか。そのような研究の方向性は、皆さん何か御存じの方はいらっしゃいますか。

食品安全委員会もそのことについて意識しなければいけないというのは、確かにそのとおりだと思いますけれども、具体的に一步進めるとすると、どうするのですか。あなたのところは違っていますということをし続けるのですか。それをするのも大変ですね。

鬼武先生、ありがとうございます。どうでしょうか。

○鬼武専門委員 この件は、有路先生がおっしゃることは、私も非常によく分かるのですが、非常に誤ったというか、不確かな情報に対して、そのたびごとに意見表明をしたり、何かを言うのは、例えば添加物のAも危ない、農薬のBは国際的に評価されていないときについては、関連する工業会であったり、添加物協会からコメントが出されたり、我々も民間で同じようなことを出すのですが、関心の高い人たちはこれらの情報・見解を信じていないということもあるので、アクティブにやることも必要なのですけれども、食品安全委員会は、何人の先生方からも発言があったように、自分たちがリスク評価として、日本の中でもここでしか聞けないのだということをもっと分かりやすく説明して、それがお互いに理解に落ちるといっても含めて両方やるべきではないかなと。情報の不確かなものをずっと押さえるのは、今のところ私は個人的には大変だと感じている次第です。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

有路先生、お願いします。

○有路専門委員 あくまで問題提起ですので、手法的なところを次のタームで検討を始めたというところなのです。

いろいろな論文といいますか、いろいろな研究は世界的にされていて、情報の与え方によって人の行動とか消費がどう変容するかというのは、経済学の一分野で当たり前に行われていることなのだと思いますけれども、そういうことも踏まえて、今、どういうところでどういう感じの論調が多くなっているのか、あるいは課題に対してどのような意見が広まっているのかという状態を、リアルタイムにまではいかななくてもある程度把握して、そのタイ

ミングに合わせて正しい情報を見える形を出していくとか、そのようないろいろな動きはあるのです。

ただ、私がここで申し上げたのは、その状況が把握できていない中で正しい情報を濃淡つけずに出し続けることが、もしかしたら手法で正しいのかもしれませんが、その辺りもまだ十分に情報収集ができていないわけですし、どの方法がいいのかというのも踏まえて1年間検討してみたらいかがでしょうかという問題提起なのです。なので、今、ここで答えを出す必要性は多分ないし、出ないと思っているところでございます。

○合田座長 ありがとうございます。

今、間違った情報で広がりつつあるものは何かという情報は、食品安全委員会は仕事はされているのですか。

○都築情報・勧告広報課長 令和2年度に消費者意識調査を行いまして、一般の方6,000人を対象に、ハザードごとにどのような印象を持っているのかというアンケートを行いました。食品添加物とか農薬、遺伝子組換え食品等について、一般の方が持っている意識を数年置きに把握していることはございます。

○合田座長 ありがとうございます。

リテラシーの問題のところもありますから、これは。  
堀口先生、お願いします。

○堀口委員 有路先生、御意見ありがとうございます。

食品安全委員会がそれを担うのかどうなのかというのは、個人的にはちょっと分かりません。

世間に混乱を生じさせるのは、情報量が左右しているので、情報量が増えると、こちらがわざわざ調べていなくても目に触れていきますので、正しい情報を常に継続的に分かりやすく発信していくことがすごく重要だと私個人としては思っております。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

この辺は、マスコミとの関係もございますね。今、マスコミ関係の人はここにはいらっしやらないのかな。

この点について、ほかに何か御意見はございますか。

浦郷先生、どうぞ。

○浦郷専門委員 浦郷です。ありがとうございます。

今のことにも関連するのですけれども、先ほど小西委員からも意見がありましたオンラインセミナーに関して、昨年の9月に食品安全委員会事務局の秋元さんに来ていただきまして、私どもの団体で健康食品に関する学習会を行いました。

昨年の秋の時点ですので、オンラインに慣れている方はまだそんなに多くなくて、設備も整っていない方が多かったです中에서도、いつもの学習会に比べて断然多い人数の方、それもふだん参加できないような地方の消費者団体の方々に参加いただきました。そこでは事前に意見を出しておいてもらったり、講義が終わった後、ちょっと休憩を取って、その間に質問をチャットに入れてもらって、その後に質疑応答の時間を設けるなどして、本当に双方向のコミュニケーションができて、参加者も非常に満足感があったのではないかと思います。

それは私どもが主催のZoomのオンラインセミナーだったのですけれども、先ほどお話を聞いたところで、食品安全委員会が主催でモニター向けのセミナーもできるようになったということなので、食品安全委員会が主催であっても、私どものような団体とコラボレーションしてやるオンラインセミナーであってもいいと思うのですけれども、今後のところは、本当に関心のあるテーマ、そして気軽に参加してもらえようようなオンラインセミナーをどんどん進めていただきたいと思います。

今では、皆さん大分オンラインに慣れたようで、最近、食品関係の学習会をやると100名以上の方が参加するという状況ですので、こういう機会に一般の消費者の方にも参加してもらえようなものをつくれれば、本当に食品安全委員会を身近に感じることができるチャンスかなと思いますので、ぜひそれも進めていただきたいと思います。

それから、先ほどの誤った情報をどうしていくかというところで、消費者は添加物、農薬、遺伝子組換え、最近ではゲノム食品についても、メディアの情報とか一部不安をあおるような情報を出すところがあって、そういうところの情報にすごく惑わされるところがありますので、ここで科学的根拠に基づいてこうなのですというきちんとした情報を出せるのは、やはり食品安全委員会だと思うので、正しい情報、きちんとした情報をどんどん常に出していくというのが一番効果的なのかなと感じております。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

有路先生の言われるとおり、この話はいろいろと考えていかなければいけないということは、多分、全委員の方が同意されるのだろうと思うのです。

今、浦郷先生が言われた双方向のコミュニケーションの部分で、ウェビナーを使ったとき、多分、質問の時間を少し長めに置いて、そこでチャットで入ってくる部分をその場で座長とかその演者の方が見て、それで長く答えていくというのが、今のタイミングでやるとしたら一番現実的かもしれないですね。

だから、普通の講演会だと質問時間が5分とか10分というのを長めにして、向こうも文字でチャットに入力するのだったら少し時間がかかるから、その辺に気を使ったようなものでやれば、ウェビナーだと地方で日頃参加できないで、アクセスできない人にもアクセスしてもらえとか、逆にそういうメリットはございますから、そういうところも考えて、これから食品安全委員会が主催されるものであったとしても、この委員の先生方が関与されるような学会等であったとしても、やっていくのが一番よろしいのかもしれないですね。

それから、先ほどの誤った情報の部分についても、もしかするとそのような研究費で誰かそのような手法はないんですかということは、食品安全委員会のほうであり得ないのですか。まだそんな状態ではない。

有路先生が、多分、経済学の中では、どういう形で人が動くかということについては、割と明らかになるというか、そういう研究がされているという話もあるみたいですので、そういうことに注視していくことぐらいですか。

事務局、どうぞ。

○入江評価調整官 事務局の評価調整官の入江です。

資料1の参考資料の束の中に、まさに研究調査に関するものが入っております。「参考5」ということで、19ページ以降になるのですが、特に御紹介したいのが、参考5-8「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」いわゆるロードマップと呼ばれているものです。この中で今後、研究調査を行う上で重点的にやっていくものとして3つの柱がございます。

32ページになりますが、3つ目の柱として「新たなリスク評価方法等の活用」があります。ここの④が「リスク評価結果に関する国民等の理解と定着に資するための研究・調査」ということで、リスク評価の結果がうまく伝わるようにということも一応、観点としては盛り込まれております。

ロードマップに基づいて、各年度、研究・調査企画会議で優先実施課題を決めていただきますので、そういった中で、今の御指摘のような事項の課題を立てるとということも方法としてはあるかと思えます。

○合田座長 適切なところを返していただき、ありがとうございます。

参考情報のところに研究費で対応が可能な部分も一応書き込まれているということでございました。どういうものが採択されるかというのはまた別問題でございますけれども、その辺のそういうことに対応する道は、一応はあるということだそうです。

では、皆様、ほかに何かございますか。よろしいですか。

大西先生。

○大西専門委員 手短にご報告いたします。



先ほど双方向の意見交換のお話がありましたが、私が別途参加しております食品表示のほうで、消費者庁を招いていろいろな意見交換、こういった質問を事業者も含めて主催する会をしております。そのときに、双方向の部分で、いきなりいろいろな御質問があると、省庁のほうも対応が難しいということで、事前に御質問をいただいて、その中でまとめて御返答いただくなどの運用をしております。その時に出てきた御質問についても、先ほど浦郷委員からもお話がありましたように、チャットを使って、その中から代表的なもの、あるいはまとめて御返答いただく形を取っております。そういった運営の工夫もできると思います。

今、いろいろなやり方もありますし、オンラインを使った運営も大分こなれてきているような感じもありますので、ぜひそういった取組を御検討いただければと思います。何かありましたら、御協力もできればと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、当該案につきましては、文章としては訂正することはないということですが、今いただいた意見は、委員も事務局側も全部共有いたしましたので、それも含めて原案どおり了承した上で、食品安全委員会に報告するというにしたいと思いますが、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○合田座長 御異議はないですね。ありがとうございます。

それでは、そういう形で進めさせていただければと思います。

では、次の議事に移ります。議事2「令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について」です。

まず、審議に入る前に、事務局から過去に「自ら評価」案件として選定された案件の進捗について報告があると伺っておりますので、説明をお願いいたします。

○都築情報・勧告広報課長 事務局の都築です。

過去に「自ら評価」案件として選定されたもののうち、平成19年度に選定された「食品及び器具・容器包装中の鉛」と平成27年度に選定された「『アレルギー物質を含む食品』に関する食品健康影響評価」に関しては、ワーキンググループにおける評価の取りまとめが終わりましたので、この場を借りて状況を御報告します。

まず「食品及び器具・容器包装中の鉛」につきましては、平成20年5月に化学物質・汚染物質専門調査会に設置された鉛ワーキンググループ及び平成31年4月に設置された鉛ワ

ーキンググループにおいて、食品安全確保総合調査等で収集した科学的知見を活用し、調査審議を行いました。令和3年5月11日開催の第815回食品安全委員会において、同ワーキンググループにおいて取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、5月12日から6月10日まで意見・情報の募集を行っているところでございます。

次に、アレルギー物質についてですが、先ほど鬼武委員からコメントをいただいたとおりでございますけれども「『アレルギー物質を含む食品』に関する食品健康影響評価」については、平成29年10月に設置されたアレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて、食品安全確保総合調査等で収集した科学的知見を活用し、調査審議を行いました。令和3年4月20日開催の第813回食品安全委員会において、同ワーキンググループにおいて取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、4月21日から5月20日まで意見・情報の募集を行ったところでございます。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告につきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。皆様、よろしいですか。

それでは、審議に入りたいと思います。

まずは、事務局から資料について、説明をお願いいたします。

○新総務課長 それでは、お手元の資料2-1に基づきまして御説明いたします。

事前に資料を御覧いただきまして、御説明しておりますことから、今回は意見等を事前に提出していただいておりますので、事前にいただいた御意見で、まず、資料に反映させたところを中心に事務局から御説明させていただきます。

資料2-1の1ページから3ページの上段にかけましては「『自ら評価』について」の御説明ですので、本日は割愛させていただきます。

3ページの中段以降ですが、企画等専門調査会における案件候補の選定ということで、おおむね例年どおりでございますが、対象となる案件についての選定の仕方についての御説明を掲げさせていただきます。

4ページの点線で囲っておるところでございますが、具体的な選定の基準となるような部分につきまして、事前に7つの基準についても発信文書に記載するのはいかがかということで御意見をいただきましたので、この部分の基準の記述につきましては、公募する際の資料のほうにも同じように入れさせていただきます。

それから、通しの5ページでございますけれども、昨年度の食品健康影響評価の「自ら評価」の案件候補の選定結果についてお示しすべきだということで、従来御意見をいただいておりますので、今回、このような表を作成したところでございます。

この表の表記の仕方などにつきましては、事前の御説明の折にも様々に意見を頂戴いたしました。基本的には、こちらの資料に反映させていただきまして、現在このような形の資料としております。これにつきましても、案件を公募する際の資料としまして、そのままお示しします。

それから、その内容が分かるように、企画等専門調査会の資料にもリンクさせるということで、これも御意見を踏まえましてそのような形にしたいと思います。同じ内容のものが別紙3の公募についてというところで、これと同じ資料を公表するということで募集したいと思います。

本年度の進め方等につきましては、7ページ以降に記載のとおりでございますので、本日は割愛させていただきたいと思います。

まず、事前に御意見をいただいたもので、資料に反映させたところを中心に御説明いたしました。

次に、皆様から事前にいただいた御意見、御質問について、資料2-2におまとめしております。1枚紙でございます。『自ら評価』に関して御提出いただいた御意見及び御質問』についてでございます。

まず、小西専門委員から資料2の17ページ、19ページの関係、それから、阿知和専門委員から意見をいただいております。これにつきましては、後ほど御回答等をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○合田座長 まず、資料2-1の部分は、御意見をいただいた部分でさらに一応改定があって、私の理解では、ホームページ関係で公表されるのが、資料2-1と同じようなものが別紙3に載っております。意見公募をする際に、そのままこういう形で見られますということも示されているということでございます。

それから、資料2-2に小西先生と阿知和先生からいただいているものがございまして、これはこれから事務局が説明されるということですのでけれども、まず、資料2-2の部分につきまして、小西先生、阿知和先生、何か追加の説明をされますか。よろしいですか。

では、小西先生、お願いします。

○小西専門委員 結構でございます。記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○合田座長 それから、阿知和先生、よろしいですか。

○阿知和専門委員 はい。大丈夫です。

○合田座長 では、その部分について、事務局、説明をお願いいたします。

○新総務課長 それでは、まず、7つの基準の列記につきましては、先ほど御説明したとおり、公募の際の文書にも入れさせていただいておりますので、御意見のとおり対応しております。

2つ目の阿知和委員からのものがございますけれども、年度表記につきましては、今後、年度が重なっていくときに、年度ごとに表記させていただきたいと思っております。

それから、備考欄の記述につきましても、できる限り分かりやすく記載いたしました。

また、選定理由が分かる資料のリンクということでございまして、これも先ほど御説明したように、本調査会の関係する部分の資料にリンクさせていただいております。

それから、裏面に参りまして、パブリックコメントに関する御意見でございます。

まず、パブリックコメントに対する意見の提出件数は、ホームページの閲覧件数と必ずしも対応しておるわけではないものと考えております。

例えばでございますが、アレルゲンを含む食品に係る食品健康影響評価の案件につきましては、5月27日時点で589回の閲覧がございました。提出された意見は、件数としては1件でございました。また、4月20日に開催いたしました第813回食品安全委員会では、アレルゲンを含む食品に係る食品健康影響評価案件のみを議題といたしましたところですが、平均の2.5倍の傍聴登録をいただいております。多くの方が食品安全委員会の公表した開催情報等を基にアクセスしていただいたものと考えております。

パブリックコメントにつきましては、政府全体の制度としまして、事前に案や関係資料を公に示しまして広く一般の意見を求めるという趣旨の制度でございますので、特定の大学とかそういったところに追加の情報を発信することは、この制度の枠組みでは適当ではないのではないかと考えております。現在行っておりますホームページへの掲載とeガバメント、こちらは政府全体のパブリックコメントを掲載するというところで設けられたシステムでございます。こちらのほうに掲載することで、広く一般の意見を募集したいと考えております。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

阿知和先生の最後のところで「場合によってはホームページ上の掲載だけでなく、情報提供も兼ねて大学や各研究機関等へ積極的に意見を求めるような情報発信も行ってはどうか」というのは、今のeガバメントのところですか。

事務局はその辺はどうお考えですか。

○新総務課長 パブリックコメントの制度自体は、広く一般にということですので、ホームページと政府全体のものが掲載されているeガバメントというサイトで公に示しまして、御意見を募りたいということで、既に対応してございます。

○合田座長 多分、阿知和先生が言われているのは、それはそれでいいのだけれども、それプラスアルファで、食品安全委員会からの発信について、関係するところにもう少し連絡されてはどうかという意味合いかなと思ったのですけれどもね。

阿知和先生、そういうことでよろしいですか。

○阿知和専門委員 はい。そういうことなのですからけれども、今の事務局の回答によると、それができないという理解でよろしいでしょうか。

○合田座長 いわゆるホームページのパブリックコメントという趣旨から考えたときには、そこはちょっとずれているのだと思うのです。

ただ、阿知和先生の御意見は、そうではなく、エクストラにどうですかという意見かなと僕は思ったのですけれどもね。

○阿知和専門委員 ルールとしてできないのであれば、仕方がないことだと思います。

私が気にしているのは、私は食品安全委員会の専門委員になって、こういうパブリックコメントを募集しているのだというのに初めて気づいたのですけれども、なかなかホームページも見にくい中で、募集していること自体がなかなか気づかれにくいのかなと思って、それこそ双方向でのコミュニケーションではなくて、一方的に、ただ載せていますというふうにならないように注意するべきかなと思ひまして、どのぐらい意見が来ているのかなというのが気になりました。

意見が何件来たら多いとか、何件来たら少ないという基準はないと思うのですけれども、今後、注意したいこととしては、ただ単に載せました、終わりにならないように注意していきたいと思っています。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

今のことにに関して、何か御意見はございますか。よろしいですか。

では、浦郷先生、お願いします。

○浦郷専門委員 ありがとうございます。

今のパブリックコメントに関してなのですからけれども、例えば私どもの団体もいろいろなところのパブリックコメントに対応したりするのですが、いつもその省庁のホームページを見に行っているわけでもないし、見たとしても見落としてしまうこともあります。

ただ、e-Govもそう見に行っているわけではないので、そういうときに各省庁からこの件について、今、パブリックコメントを募集していますというメールをいただくことがある

のです。そうすると、そのメールを見てe-Govを見に行ったりとかして、必要であれば対応もしますので、例えばメール発信できるような関係のところには、そういう情報をお伝えすることもできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○合田座長 ありがとうございます。

食品安全委員会は、そういうことは難しいですか。

○新総務課長 よろしいですか。総務課長の新です。

パブリックコメント自体は、広く一般に公示をして意見を募るということですので、特定の方にだけインフォメーションするということは制度の趣旨といたしますか、そもそもの制度の立て方からしまして難しいのではないかと。

案件によって、事前に専門家の御意見を伺う必要があれば、当該調査会等におきまして御意見を聞くこともできますので、一旦決まった案を公に示して意見を募るという手続は、それはそれとして、公平といたしますか、そういった形で執行していきたいと考えております。

○合田座長 ありがとうございます。公平性の問題だそうです。

ほかによろしいですか。

鬼武先生、どうぞ。

○鬼武専門委員 ほかの件で少し気になったところがありまして、資料2-1で、今回「自ら評価」の資料で、非常に分かりやすくポンチ絵を入れていただいて作っていただいたことは、パブコメを受ける側も、リスクアナリシスの中にどういう枠組みで、どういうところから意見を提出したらいいのだということで、非常に分かりやすいと思います。

少し気になったのが、細かい点なのですが、5ページの昨年といたしますか、前回の第32回「企画等専門調査会」で案件候補をいろいろとやったのだけれども、その結果としてということで、一覧表ではプライオリティーが低いとなっています。農薬から水産物の寄生虫、GMとか順番になっていて、その参考のところはどうしてという記載はあるのですが、私の理解では、例えばこの中でいけば、リストの上段にある水産物の寄生虫の問題については、厚生労働省から食中毒部会の報告を含めて、現状のリスク管理の進捗状況、それから、水産庁からも現状の認識について御報告をいただき、それに基づいて何人かの委員から非常に高い関心を持たれたということになっています。

そのことをまたここに書くと難しいと思いますし、32回「企画等専門調査会」の資料1ではこの内容をカバーできないので、例えば議事録も見ていただかないと、言い換えるとこの両方の資料をセットで見ていただかないとプライオリティーとして下げたという内容が分からないので、そういう形でちょっと修正していただいたらどうかということであり

ます。よろしく申し上げます。

以上です。

○合田座長 貴重な御意見をありがとうございます。

確かにこれはあれだけ議論した中身ですからね。ですから、我々も勉強して、そういうものだと。

結論はこれでいいのですけれども、事務局、そのところに至った経緯みたいなものが何か分かるような形で工夫はできますか。

○新総務課長 新でございます。

下のほうに専門調査会の資料1のリンクを貼っておりますが、今、鬼武委員から言われましたように、議事録についてもリンクをするようにいたしまして、経緯を理解していただけるように対応したいと思います。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見はございますか。

小西先生。

○小西専門委員 今、新課長から御回答がありましたように、私も5ページ、15ページの表の下には、企画等専門調査会の議事録のリンクを貼るべきだと思っておりました。過去に2回程の議論を行ってきたと思いますが、それらが反映された、納得のいく回答と感じています。

それから、「自ら評価」案件選定の7つの基準について、事前配付の資料に要望したように、今日の資料の、4ページ、5ページ、これらに対応した14ページ、15ページに明確に列記していただいているので、私として納得のいくものになっています。

次年度の「自ら評価」案件の選定に関する企画等専門調査会の議論、審議においても、この7つの項目、要件をもって審議を進めていただければ明快な議論になっていくのではないかと期待しております。次回の審議の運営も併せてよろしくお願いいたします。

以上です。

○合田座長 小西先生、ありがとうございます。

有路先生、お願いします。

○有路専門委員 同じところなのですが、*Unicapsula*の議論については、厚労のほうと農水のほう、私も特に農水のほうとは意見交換はしていますので、すぐに対応のしようがない、あるいは情報が十分ではない、ということが本質です。また仮に情報がないま

簡単に規制することになると、産業そのものが潰れてしまうリスクすらあるものなので、事情としてはなかなか難しいものという部分もあるのです。

対応していくのは非常に難しい課題だということはあるわけなので、それをどのように表現するのかというところは、多分、この表の中では難しいのだろうとは思いますが「優先度が低く」ということは決して言っていませんし、それはよろしくないと思います。

結局、確かによく分かっていない、だから情報を集めないといけませんねというところが落ちたはずなので、そこに「優先度が低い」という文章を入れるのは、私は同意しかねます。

以上です。

○合田座長 どうでしょうか。「優先度が低く」だけ外しましょうか。

この話は、まだ評価ができるレベルではないのですね。

ここは「議事録をお読みください」にしましょうか。それが一番正確かもしれないけれどもね。本当にあれだけ議論したので。

有路先生、お願いします。

○有路専門委員 今回の座長の発言に同意します。

○合田座長 皆さん、どちらですか。「優先度が低く」を外すほうですか、それとも「本件については、食品安全委員会で議論をしておりますので、議事録をお読みください」とかにしましょうか。

小西先生。

○小西専門委員 有路委員のご意見のとおり、「優先度が低く」は誤解を招くと思います。ここでは食中毒とまだ認定されていないところも含めて情報が足りない、知見が足りないという議論だったかと思いますが、それを書いていただくのが、議論を反映したコメントだと思っております。よろしくお願いします。

○合田座長 そうすると、ここは「優先度が低く」を外して「毒性データが不十分であるところ、科学的な知見の動向を注視する。詳しくは食品安全委員会で議事録をお読みください」と、そこまで書きませんか。皆さん、それでよろしいですね。

(首肯する委員あり)

○合田座長 では、そういう形で訂正させていただきます。ありがとうございます。



ほかに。

鬼武先生、どうぞ。

○鬼武専門委員 細かい点なのですけれども、6ページのなお書きのところは、事前の説明レクのときに意見を申し上げて文章を直したのでしたか、“食品安全委員会は試験機関を自らが持っていないので”、できないからやるという文章が気になってはいたのだけれども、前の文章がどうだったか分からないけれども、この箇所の表現が気になりました。

私が言いたいのは、どちらかというとハザードが新たに出てくるとか、分析でいろいろなことが分かってくるとか、データが収集の仕方が非常に難しいとか、いろいろなことの結果として「自ら評価」に名のり出るかということがあって、私は試験機関の有無ではない気がしていて、ずっと前からこの表現が気になっていました。

食品安全委員会ができた当初からこういう文章が「自ら評価」のところに入っているのですけれども、ちょっと工夫が要るかなとは思っていたのですが、どうでしょうか。確認です。

○合田座長 このこと自身は本当のことなのですね。そのことより後の文章で「上記のとおり」ということで、事務局は多分「研究や調査等により科学的知見を集積する対象を選定すること自体を目的とするものである」という具合で説明していると。

僕も、鬼武先生の御質問は大丈夫ですかという具合に事前に聞いたのですけれども、この下のほうに力点が入っているからいいのだという具合にお答えをいただいたので、ああそうかと思って、上はうそではないのです。全くそのとおりなのでしょうがないかなと思ったのですけれども。

鬼武先生、どうぞ。

○鬼武専門委員 今の説明で分かりました。忘れられたかと思っていたので確認でした。

○合田座長 違います。これは重要な質問だと思います。

○鬼武専門委員 今の議長の説明でよく理解できました。ありがとうございました。お時間を取らせましてすみません。

以上です。

○合田座長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。

阿知和先生、お願いします。

○阿知和専門委員 5 ページ目の一覧表のところに付け加えさせていただきたいのですが、私の意見として、年度表記と選定理由の詳細が分かるようにという2つの意見で、まず、年度表記に関しては、今回、この1 ページの中の一番上に「令和2年度」と書いてあると思うのですが、今後、令和3年度以降の結果が出たらまた付け加えていく形になると思うのですが、一覧表は、令和2年度で1 ページ、令和3年度で1 ページではなくて、続いた形で上から順に時系列で見られるようになってきているものなので、この書き方だと、令和3年度以降のものが加わったときに、何年度のものなのかというのが分かりづらいかと思うので、令和3年度以降が加わったときにも、何年度に採用されたものなのかというのが分かるような一覧表の年度表記の工夫が必要かなと思います。

以上です。

○合田座長 これは令和2年度のものに対してはこうで、令和3年度のものがまたできてくるのだと思うのです。それでリンクか何かがあって、前に行くことは可能かもしれないですが、一つ一つのは独立したもののような気がしますが、少なくとも「自ら評価」は、継続的に毎年同じようなものが来るかどうかというのも分からないですね。だから、これは毎回そのとき来たものに対して独立したものだと思うのです。

ただ、過去にありましたというのは、情報としてあると思いますけれどもね。何かそういうのがあれば、リンクを貼るとか、そういうものについて脚注にするということはあるかもしれないとは思いますが、これはこれで年度のものとして独立したものだとは僕は思いますけれどもね。

阿知和さん、よろしいですか。

○阿知和専門委員 一覧表という理解がちょっと違うのかなと思っていて「自ら評価」の過去の選定結果を見たいと思って、そこにたどり着いた人が時系列でずらっと見られると、一覧表として分かりやすいのかなと思ったので、令和2年度で1 ページ、令和3年度で1 ページ、令和4年度で1 ページだと全部をクリックしていかなければいけないので、それは一覧表としては見にくいのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○合田座長 多分、一覧表は、第31回、第32回「企画等専門調査会」において議論したものに關する一覧表だと思います。だから、毎年毎年という話は、独立したものだと思えますけれどもね。そういう御意見というか、そういう表を別につくれというのであれば、そういう表はつくれるかもしれないけれども、多分、サイエンスも動いているから、そこら辺が一番難しいと思えますけれどもね。

情報を取ろうと思えば、それはそれで取れるはずだと思うのです。僕の感じでは、それは毎年のがどう動いているか何とかという一つの情報の研究にはなると思えますけれどもね。

毎年同じ状況で食品安全のことが議論されているわけではなくて、1年たてばその状況の立ち位置が変わって、そこでは新しい考え方に基づいてやっているのだから、そのときに議論されている新しいテーマで、コロナが出てきたら、コロナでまた話が変わりますね。だから、役所は年度主義ではありますけれども、多分、こういうのはそういう具合に動的に動いているから、その年度のところでまとめていかざるを得ないかなとは思いますが、よろしいですか。

小川事務局長。

○小川事務局長 阿知和さん、御意見をありがとうございます。

私自身は、今、座長もお話し申し上げたとおりでございますけれども、科学は動きます。つまり、10年前は駄目だったということで書かれていても、今はできるかもしれないのです。特に科学的知見とか、その後被害が大きくなってきたということがございますので、駄目な表を一覧にすることについては、私自身はかなり消極的でした。ただ、皆さん方の意見で、その年に審議して、駄目だったのはこういう理由だということを表に出すべきだということで決まったので、この表を書きました。

ただ、私からの注釈として、ぜひこれを書いてくれとお願いしたのが※の1個目で、将来的に「自ら評価」の対象となる可能性は否定しない。上記の結果は、判断を行った時点での科学的知見に基づくものであるということでございますので、そういう制約があるものということだけはぜひ御理解いただきたいと思います。

逆に、我々は農薬の再評価にこれから着手しますけれども、過去にオーケーが出たものが、今でもオーケーなわけでもないわけです。つまり、科学は動くものであるということについて御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

阿知和先生、お願いします。

○阿知和専門委員 理解できる部分と理解できない部分があるのですが、理解できる部分としましては、日々科学は変化するので、※の1つ目の文章にあるように「自ら評価」が表となる可能性を否定するものではないと確実に書いてあるので、過去のものが、過去に駄目だったから、今も駄目ということではないということはこの文章から分かるのかなと思うのです。

そもそもこの一覧表をつくってほしいという背景の一つとして「自ら評価」の募集に当たって、過去にどんなものがあったのかなというのを参考に見て、こういう理由で過去は駄目だったということも別にいいですし、こういう理由で駄目だったから、これは対象にならないのだなと参考になることもあると思うのです。そういう意味で、一覧であるほう

が見やすい。

年度ごとだと、参考にしたいものを全てそれぞれ見ていかなければいけないので、この一覧表をつくった趣旨とはちょっと外れるのかなというところが理解できないのですけれども、私としては、常に科学は変化するものではあるけれども、※の1の文章があるからこそ、別に過去の結果を否定するわけではなくて、過去はこういう結果ですというのが時系列で、1枚の資料として分かったほうが見やすいのかなと思いました。

○合田座長 今、吉田緑委員が言われたのですけれども、基本的にそのもの自身は、ホームページの最初のところにざっとあるので。

吉田先生、お願いします。

○吉田（緑）委員 吉田でございます。コメントをありがとうございます。

各専門調査会の会議資料というところは御覧になったことがありますでしょうか。もしそうであれば、大体例年6月の会議資料をクリックしますと、今回もそうでしょうけれども「自ら評価」のことと議題に載っていて、それをクリックするとその会議資料が全て出てまいります。

年に何十回もあるような専門調査会ではございませんので、そう難しくなく御覧いただけるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○阿知和専門委員 実際にその会議資料を見て、毎年のものを探していくのが大変だなと思ったのが個人的な感想でしたというのもあって「自ら評価」の過去の選定案件が一覧表であると分かりやすいと思ったのが、意見をした理由です。

○合田座長 選定した案件だけだといいいのかもしれないけれども、そうではない話もありますね。

委員の先生、ほかに何かありますか。

僕は、日常的に役所の世界の中で生きているので、年度でそういうのをクリックするのはすごく当たり前のようなことに思います。

多分、先生が言われているのは、消費者の目線のところで、過去にどうしてこういうのが否定になったかと言われるようなことに関して、具体的にそれがそろっていれば、その視点だけでいえば、多分、非常に便利だと思われるのだと思うのです。その気持ちはよく分かります。

ただ、先ほど言いましたように、その年度のもの、この年度のものというのがはっきりと切れているというのは、僕はすごく大事だと思うのです。最後のところは、データの引き方のリテラシーみたいなものかなと思ったりはしますけれどもね。

ちょっと話ははずれますけれども、例えば我々は研究費を応募する際に、作戦を練るわけ

です。作戦を練るときに、前にどういうのが通っていて、どういうのが採択されているかなというのをばっと4～5年分を見ていて、こんな感じでいけば研究費が通るのかというのを、普通に自分でそういう情報収集をします。多分、それと同じで、そのことについて、我々はあまり苦にはならないのです。

特に、国のものは、今みたいにネットが非常に一般的になっても、この十数年は大体そういうものと出ていますので、そういう年度のところに戻って取ればよいというのであれば、このものだけ一つのところにまとめるというのも、私なんかは突出して非常に変かなという具合に思いますけれどもね。

堀口先生。

○堀口委員 御意見ありがとうございました。

目的は、選定することが目的で、それが一番なので、過去に何が選定されているのかという事実が第一優先されるべきだと考えます。

自分が新たに何かしら問題があると提案しようとしたときに、それは現在、どういうことが分かっている、どういう課題が発生しているのかということ応募するときに明確に記載していただくことが大事であって、先ほど局長がおっしゃったとおり、科学は進んでいますので、10年前の分かっていることが今は既に解明されてしまっていたりとか、いろいろと変化がありますので、過去に遡るといえるか、応募の時点での現状をしっかりと見ていただいて応募していただくというのが基本だと私は思っていますので、たまたま皆さんの御意見もあり、前年度はこうでしたというところは、今回載せておりますけれども、それは多分、年度が近いという意味でここに載せる意味があったのかもしれませんが。

本来は、これに問題があるというところを言うていただくのが、最も重要と考えています。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

阿知和先生、よろしいですか。

○阿知和専門委員 分かりました。

○合田座長 皆さん、ほかによろしいですか。

鬼武先生、お願いします。

○鬼武専門委員 このリストにするのも非常に御苦労があったと思うのです。

私は、個人的には、事務局長もおっしゃっていましたが、過去に落としたというよりも、どのようにして今回、プライオリティーとして挙げなかったかというところの書

き方も含めてabcのランクもやめましょうということで、そういう面ではすごく気を配って、選定の結果も分かるようにしてほしいというのが、この（音声中断）。

○合田座長 鬼武先生、一瞬フリーズしました。

○鬼武専門委員 配慮もありますし、そういう面では（音声中断）。

○森総括係長 鬼武先生、今は声が聞こえております。

○鬼武専門委員 こういう形になっていたということで理解しています。

私もこの表を見たときに、前回までの本部会までの状況とは異なり、既に動いている事例はあります。昆虫食については、FAOのほうで150ページを超えるリスク評価といえますか、昆虫食に対する現状の認識についての報告書で150ページぐらいのものが既に出ていて、それについてコーデックス汚染物質部会で既に議論が進んで、今年に開催が予定されているコーデックス執行委員会で、昆虫食の問題について、どこの部会で取り上げようかということが動いていることもありますので、それから含めて、この時点での我々の認識と、新たにいろいろな知見があって動いている部分は、同じようにあると思っています。音声がかえにくくなって、すみません。

以上です。

○合田座長 皆さん、聞こえましたね。大丈夫ですね。

今の鬼武先生の御意見で、特に何かございますか。

そうしましたら、その他、何か御意見はございますか。

高岡先生。

○高岡専門委員 「自ら評価」の公募についてなのですが、公募といっても、実際にはある程度食品に対して専門知識を持っている方に答えていただきたいというのを前に聞いたことがあるのですが、これは現実問題として、これからホームページ等に出されるということなのですが、ホームページに出すには、例えばいろいろな大学でそういう研究をされているところとか、そういう食品衛生の専門の雑誌といったところに公募を載せるとか、ホームページ以外でこういったことを募集していますということが分かるようなものは何かやっていらっしゃるのでしょうか。

○合田座長 事務局、どうですか。

○都築情報・勧告広報課長 特にやっておりません。ホームページで掲載して待っている

という状況です。

○高岡専門委員 「自ら評価」という言葉は非常に分かりづらいのですが、食品安全衛生についてちょっと疑問に感じている、調べていただきたいということを募集しますといった形で、今後、もっと広く、たくさんの方に募集しようという御予定はあるのか、それともやはりなるべくクローズな、なるべく専門の方だけに意見をいただきたいという形でやろうとされているのかというのは、どういうあれなのでしょう。どちらなのでしょう。

○合田座長 小川事務局長、お願いします。

○小川事務局長 情報課長の発言をちょっと補足させていただきますと「自ら評価」の候補として申し込むのは、この公募以外でもできます。例えばいわゆる普通の要望書として、これについて評価していただきたいと出されてきているところもありまして、それはそれとして受け止めて、このスキームの中に乗っけていきます。道はこれ一つではないということも補足させていただきます。

○高岡専門委員 一般の方にとってもなかなか難しいと思うのですが、例えばそういう食品を専門にやっという方も、勉強されている方とか、なかなか専門の方しか読まないような食品のいろいろな雑誌がありますけれども、そういうところに1行広告を載せるとか、何かそういう形で少しでもたくさんの方の御意見をいただけるような形にしたほうが、せっかく公募という形を取っていらっしゃいますので、よりたくさんの方の御意見が集まるのではないかと思います。そういうのは、やり過ぎて集まってしまうとなかなか対応しきれないとか、そういう雰囲気はあるのでしょうか。

○合田座長 多分、それはないと思います。  
事務局長。

○小川事務局長 もともと「自ら評価」の案件の選定は、食品安全委員会が行うものなのです。その参考資料として御意見をお聞きするというスキームになっております。

その道として、ふだんの活動の中で、こちらのほうに御意見を言ってきたらいいものなんかも取り上げますし、それとは別に公募という形のスキームを取っておりますので、それ以外にまた幾つかの公募となりますと、先ほど総務課長から言っているように、私どもは科学性、客観・中立公正性を売りにしておりますので、それこそ全員に御意見を伺わなければ公平ではなくると理解しておりますので、まさに今のスキームをこのままやっていきたいと考えております。

○高岡専門委員 先ほど阿知和委員が、公募といっても、これを行っているということが一般の人になかなか伝わりづらいと思うのです。特に食品安全委員会のホームページを御覧になる方は、本当にせっぱ詰まった方か、そういう特別なニーズのある方だけで、ふだんからそういったものがあることも知らない方も多分多いと思いますので、何かもう一步広く知っていただけるようなことをされたほうが、より国民の方に近いというか、特に企画等専門委員会は、私は単に飲食業界の代表という形で来ておりますけれども、広くいろいろな方に参加していただくことは大事なかなという気がいたしますので、何かそういったことを一步先に進められてもいいのかなとは感じております。

○合田座長 私が思いますのに、少なくとも企画等専門調査会は「自ら評価」の案件には積極的に関わられる調査会ですね。そこに出ていらっしゃる委員の先生方は、いろいろな立ち位置の先生がいらっしゃるし、業界の方もいらっしゃるし、様々ないわゆる消費者団体の方もいらっしゃるし、公募で応募された方もいらっしゃるし、そういう方々は、少なくともここに意見を発信できるのですね。その意見の母体として、それぞれのところでどういう案件があるかということを集められることは全然問題がないのだろうと思うのです。

ただ、食品安全委員会は、この辺がなかなか難しいと僕が思ったのは、公平性の問題で、食品の問題は一つの分野だけではなくて、全国民に直接影響してしまうので、そういう意味の立ち位置から、広くホームページというのが一番フェアな話なのかなという具合に事務局は言われているのかなと思います。

例えば医薬品の話も国民全体に影響しますけれども、例えばそのようなところに、委員を出されているような業界団体ですと、その業界団体のほうで何かございますかというようなことをやることについて、特に禁止はしていないのです。それから、消費者団体の方もいらっしゃいますね。だから、そのようなところに特に駄目だというお話をするわけではないのです。

だから、そのような感じでいろいろなところから広がって、食品安全委員会自身が「自ら評価」できるような案件がより集まってくるといいと思います。これは私の意見でございます。

大西先生、お願いします。

○大西専門委員 大西でございます。

先ほど高岡委員からもお話がありましたとおり、私ももっと広くこういった情報が発信できればというふうに感じています。というのも、私の周りでも「自ら評価」とかそういったことを知っている人がなかなか少ないという現実も肌感覚で非常に感じます。

ただ、先ほどもお話がありましたように、公平性とかそういったところも非常に重要な



部分だと思いののですが、報告書にもありますように、昨今、SNSを通じて、広く公平に情報発信をいろいろなツールを使われてされていますので、そういったところで例えば公募のお話とか、先ほどパブリックコメントのお話もありましたけれども、現状でもコロナの案件も含めて情報発信をされていますので、こういったパブリックコメントをしていますというのを一つの情報として発信するということであれば、もしかしたら公平性も含めて問題はないのかなと思います。しかも、いろいろな方の目に触れる機会が増えるのかなと思いましたが、御検討いただければと思いました。

あと、私も前回の委員会の際に発言もさせていただいたのですが、今後、若い方にこういった意識を持っていただくというのも非常に重要だと思っています。

SNSも年代によって利用されている種類がいろいろとあるようですので、ぜひ若い世代、Z世代と言われるような大学生とか若手の方に向けてのSNSの情報発信も含めて、次に続いて御検討いただければと思いました。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。

高岡先生、お願いします。

○高岡専門委員 何度もすみません。

確かにすぐにこうなさいというのは大変かと思いますが、食品安全に対する情報はすごく大事だと思うのです。

ところが、今、実際に収集する場所は、一般の方が自分の思いで書き込んでいるSNSとかそういったものが非常に多くて、正確な情報がなかなか伝わりにくい中で、食品安全委員会は非常に大事な位置づけだと思っています。

ですから、何かあったときに、食品安全委員会のホームページを見に行きたい、行くべきだと感じるようなことをするためにも、なるべく一般の人が、そういう仕組みがあるのだな、自分たちの意見を取り入れてくれるのだなというものがあると、より意識が高くなるのではないかと思うのです。

特に、先ほどおっしゃっていましたが、若い方が今、国がやっていることに対してだんだん興味がなくなっているのです。

国がこういうことやっているのはすごく大事であって、若い人でも参画できるものがあると、例えば食品安全委員会の「自ら評価」に気になることを出したりとか、例えば今ちょうどホームページを見たら、企画等専門調査会の専門委員の非常勤の公募と出ておりますけれども、こういうのに自分も応募できるのだなというものがあると、今まではずっとハードルが高くて遠くだったものが、少しでも近づいて意識が高くなるのではないかと思いますので、ホームページに出すだけではなく、もう少しいろいろな方に知っていただけ

るような施策をやっていただくと、この委員会という意義がより高くなるのではないかと  
思いますので、ぜひ御検討いただけますとうれしいなと思いました。よろしく願いいた  
します。

○合田座長 ありがとうございます。

「自ら評価」の案件は、基本的に今回の15ページにある図のところの回答に書かれてい  
るように、データがある一定量あるとか、しっかりとした議論がなされているという場合、  
それから明らかにハザードが明確になっている場合とか、多分そのような状態であるもの  
が選ばれるのです。

それを考えたときに、私は食品安全委員会ができたときから入っているのですが、初め  
から、こういう案件そのものを外にあるかと聞くことはできるのですが普通は、そういう  
レベルのものはあまりないという状態です。多分、そのような状況でここ10年ぐらいは割  
とこういうことで一般の方から意見をお寄せいただければ、何かあるかもしれないという  
形で、それも拾って案件を選んでいくという状態になっていると思うのです。

多分、意見を出されることと、最終的に案件に取り上げるところの部分のギャップがす  
ごく大きいと思うのです。そこら辺も含めて、どういう広報活動をしていくかという話か  
なと思うのですけれどもね。

サイエンティフィックベースで物事の評価をしていこうと思うと、データがないものにつ  
いてとか、因果関係が明確ではないものについては、評価は、やはりすごく難しいです  
ね。一方で、思いつきで案件が出たとしても、食品安全委員会は、それは評価のしようが  
ないという状態にどうしてもなってしまうと思うのです。

あとはリスク管理機関ではないので、リスク管理をどうするかという話とはまた別なの  
です。「自ら評価」を行う食品健康影響評価の案件候補の選定は、そこら辺がすごく難し  
いなど私自身はいつも思うのです。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

では、活発な意見をどうもありがとうございます。

いろいろな意見を踏まえまして、事務局は令和3年度の「自ら評価」案件選定について、  
手続を引き続き進めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。議事3「令和3年度食品安全委員会緊急時  
対応訓練について」です。

まず、事務局から説明をお願いします。

○新総務課長 それでは、お手元の資料3-1及び資料3-2に基づき、御説明いたしま  
す。

資料3-1からでございますが「基本方針」としまして、食品安全基本法第21条1項の  
基本的事項に基づきまして、緊急時対応指針を策定しております。令和3年度におきまし

ても、引き続き緊急時対応訓練を例年どおり実施するものでございます。緊急時対応の取りまとめである役割を担う消費者庁と密に連携を図りながら、役割分担をしながら訓練を設計してまいりたいと思います。

「重点課題」につきましては、実務研修、確認訓練を行うものでございます。

「緊急時対応手順書等の実効性の向上」の観点から、コロナ禍における職員のテレワーク実施状況を踏まえた緊急時対応をも想定した訓練を実施したいと考えております。

訓練スケジュールにつきましては、資料3-1の下に掲げるとおりでございます。

裏面、資料3-2に参ります。「令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子(案)」でございます。

形式としまして「新任者研修」「実務研修」「確認訓練」ということで、大きな3本柱で対応を考えております。それぞれの内容につきましては、表のとおりでございますので、御説明を割愛させていただきます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○合田座長 それでは、本案件について審議をしたいと思います。

事前に提出された御意見はございませんでしたので、本件につきまして、現段階で御質問、御意見等がございましたら、挙手カードをお願いいたします。

何かございますか。よろしいですか。

では、これはこれで了承されたということにしたいと思いますますが、その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局、何かございますか。

○新総務課長 案件としては、特にございません。

なお、委員の皆様の任期が本年9月末まででございますので、現メンバーでの会合は、今回が最後となるものと考えております。

2年間ではございますが、どうもありがとうございました。

○合田座長 どうもありがとうございます。

それでは、次回の日程につきまして、どうなっているのでしょうか。

○新総務課長 10月に委員の改選がございますけれども、改めて御連絡させていただきます。

なお、次回、令和3年度の食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について御審議いただくことになる見通しでございます。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第33回「企画等専門調査会」を閉会いたします。

今日はどうもありがとうございました。